第五項の表女満別ＤＭＥの項中「昭和54年６月１日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

網走　上欄に同じ	Ｎ43°53′Ｅ144°10′北海道網走郡大空町	1.207	1なし	ＬＡＢＥ	24時間	平成22年12月16日	網走ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表松本ＤＭＥの項中「平成22年７月29日から平成22年10月20日まで供用休止」を「平成22年10月21日から供用再開」に改め、同表信州ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第四項の表新千歳０１ＬＩＬＳの項の改正規定は平成二十二年十月三十日から、同表旭川ＩＬＳの項、同表大館能代ＩＬＳの項及び同表宇部ＩＬＳの項の改正規定は同年十一月十八日から、第二項の表女満別ＶＯＲの項、同表網走ＶＯＲの項、第五項の表女満別ＤＭＥの項及び同表網走ＤＭＥの項の改正規定は同年十二月十六日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年十月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

箱田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十九年建設省告示第千八百七十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の官民境界線から左右岸二十メートルまでの区域及び河川敷

広島県府中市木野山町

字角目大平　一四七一番三　一号

乙一四六六番　三号

一四六五番三　四号

一四八六番三　二号

字下箱田　一四八六番三　二号

○国土交通省告示第千百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

箱田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百六十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と百六十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県府中市木野山町

字角目大平　一四六五番三　百六十五号

一四六五番三地先河川敷　百六十四号

一四六五番四　百五十八号から百六十三号まで

乙一四六六番　一号

一四六六番二　二号から五号まで

一四六七番三　六号から二十四号まで

一四六七番三地先河川敷　二十五号及び二十六号

一四六八番二　百五十四号から百五十六号まで

一四六八番五　二十七号から三十一号まで、三十五号、三十六号及び百二十六号から百四十六号まで

一四六八番五地先河川敷　三十二号

一四六八番六　百四十七号から百五十三号まで

一四七〇番一　三十三号及び三十四号

一四七一番三　六十五号から七十号まで

一四七三番三　三十七号から四十二号まで及び百二十号から百二十五号まで

一四七四番二　百十四号から百十九号まで

一四七四番五地先河川敷　四十九号、五十号及び百三号から百十三号まで

一四七四番五地先河川敷　四十三号から四十八号まで

一四七六番五　百二号

一四七七番三　五十一号、五十二号及び九十八号から百一号まで

字箱田青木坂尻

一四七八番七　九十六号及び九十七号

一四七八番七地先河川敷　五十三号から五十五号まで

字箱田御小休下モ

一四八一番三　五十六号及び八十八号から九十五号まで

一四八二番三　五十七号、五十八号及び八十二号から八十七号まで

字箱田御小休前

一四八三番六　五十九号から六十二号まで及び七十七号から八十一号まで

字箱田社敷

一四八五番二地先河川敷　七十五号及び七十六号

一四八五番五　七十三号及び七十四号

字下箱田

一四八六番三　七十一号及び七十二号

字角目南平

八三三番一　百五十七号

字北目北平箱田店後

八五〇番二　六十三号及び六十四号

○環境省告示第五十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十三条第三項の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める期間を次のように定め、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣　松本　龍

自然公園法第二十三条第三項の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区における環境大臣が定める期間は、毎年五月十日から十月二十日までとする。

○環境省告示第六十号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第一号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣　松本　龍

一　一日当たりの利用者の人数の上限

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については三百人とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については三千人とする。

二　一団体当たりの利用者の人数及び同時に滞在できる団体の数の上限

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については十一人及び八団体とする。

三　一時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限

毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については三百人とする。

○環境省告示第六十一号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第二号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める期間を次のように定め、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣　松本　龍

○環境省告示第六十二号

自然公園法施行規則第十三条の六第二号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める期間は、一日とする。

○環境省告示第六十三号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第四号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣　松本　龍